

# 企画競争説明書

業務名称： 大洋州地域南太平洋大学の遠隔教育システムおよび通信網にかかる情報収集・確認調査

調達管理番号： 21a00440

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年7月28日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年7月28日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：大洋州地域南太平洋大学の遠隔教育システムおよび通信網にかかる情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年10月 ～ 2022年2月

### 4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：伊里 舞子 [Isato.Maiko@jica.go.jp](mailto:Isato.Maiko@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

## 【事業実施担当部】

東南アジア・大洋州部 東南アジア第六・大洋州課

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

##### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

#### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

##### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

##### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年8月5日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年8月12日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年8月20日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出が



6) その他留意事項 (以下、例)

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任／遠隔教育システム
- b) 高等教育
- c) 通信ネットワーク

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6.25 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点

3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年9月7日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用

するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

#### 1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサル

タント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：遠隔教育システム、通信ネットワーク、デジタルトランスフォーメーションに関する各種調査業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任／遠隔教育システム（フィジー）

➤ 高等教育（フィジー）

➤ 通信ネットワーク（フィジー）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／遠隔教育システム）】

a) 類似業務経験の分野：遠隔教育システムにかかる各種調査業務

- b) 対象国又は同類似地域：大洋州諸国又はカリブ地域等の小島嶼国が望ましい
  - c) 語学能力：英語
  - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 高等教育】
- a) 類似業務経験の分野：高等教育（大学以上）等にかかる各種調査業務
  - b) 対象国又は同類似地域：大洋州諸国又はカリブ地域等の小島嶼国が望ましい
  - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 通信ネットワーク】
- a) 類似業務経験の分野：通信ネットワーク（特に、海底ケーブルや衛星通信）等にかかる各種調査業務
  - b) 対象国又は同類似地域：大洋州諸国又はカリブ地域等の小島嶼国が望ましい
  - c) 語学能力：評価なし

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
	( 26 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／遠隔教育システム</u>	( 26 )	( 11 )
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇</u>	( — )	( 11 )
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	( — )	( 4 )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：高等教育</b>	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	1	
エ) その他学位、資格等	1	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：通信ネットワーク</b>	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	1	

### 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「大洋州地域 南太平洋大学の遠隔教育システム及び通信網にかかる情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

#### 第2条 調査の背景・経緯

南太平洋大学（The University of the South Pacific：以下、「USP」という。）は、広大な海洋に島嶼国が散在しており各国独自の高等教育機関設置が困難であった大洋州地域において、1968年に域内12の国<sup>1</sup>と地域が共同で設立し、現在も共同で運営を行っている国際大学である。USPでは、本校が設置されているフィジー共和国（以下、「フィジー」という。）においては共同運営する各国から学生を受け入れ対面授業を実施しているが、地域の地理的条件や経済的理由からフィジーへの留学が難しい学生のために遠隔授業の配信を通じた高等教育サービスを提供する必要がある。このため、フィジー以外の加盟国にサテライトキャンパスを設置の上、当初は短波通信回線や音声通信、録画されたビデオ教材等の配布により遠隔教育を実施していた。しかし、このような遠隔教育ではリアルタイムな配信は音声に限られ、視覚教材は録画とならざるを得ず、本校とサテライトキャンパスにおける教育の質の差が課題であった。そこで、2000年に日本・豪州・ニュージーランドの協調支援により無償資金協力「南太平洋大学通信体系改善計画」（E/N署名1998年、日本の拠出2.98億円）が実施され、「通信衛星を通じた遠隔教育ネットワーク（以下、「USPNet」という。）」が構築された。2000年にUSPNetが本格稼働したことにより、現在に至るまで、全学生の約半数の生徒が登録しているサテライトキャンパスに対し、リアルタイムの動画配信や双方向対話が可能な授業等、より質の高い高等教育サービスが提供されている。

また、USPにおける情報通信技術（Information and Communication Technology：以下ICTという。）に関する教育に対する期待は高く、対象プログラムへの受験者数が増え続けていたことから、JICAは無償資金協力「南太平洋大学情報通信技術センター整備計画」（E/N署名2008年、31.33億円）を実施し、USP本校内にICTに関する研究・教育・訓練を行うセンターの建設及び関連機材の調達を行い、ICT教育環境の質・量ともに改善を図った他、技術協力プロジェクト「南太平洋大学遠隔教育・情報通信技術強化プロジェクト」（2007年～2009年）や「南太平洋大学ICTキャパシティビルディングプロジェクト」

<sup>1</sup> フィジー、クック、キリバス、マーシャル、ナウル、ニウエ、ソロモン、トケラウ、トンガ、ツバル、バヌアツ及びサモア

(2010年～2013年)等も実施し、継続的に同大学のネットワークインフラの整備及びICT教育の強化に資する支援を続けてきた。

しかし、USPNetの設計寿命が10年のところ、現在、稼働後20年以上が経過し、本校のUSPNetのパラボラアンテナを含む衛星通信システム機材の老朽化が著しい。これに伴い、衛星の自動追尾角度調整システムをはじめ各種機材に不都合も生じ、画像や音声の質が低下していることで円滑な遠隔授業提供に支障をきたしている状況にある。さらに、2020年に新型コロナウイルスが蔓延すると、医療サービスに脆弱性を抱えるすべてのUSP加盟国で国境閉鎖措置を実行したため国境をまたぐ往来が制限され、USPには更なる分散型／非集約型の教育システムの拡充が求められる状況となっている。

これらの課題の解決を図るため、USPは現在、加盟各国で敷設やその準備が進められている海底ケーブルを利用した「USP Connect」という構想を立ち上げ、同構想実現に向けた支援をJICAに要請している。本要請は、海底ケーブルを利用したネットワークインフラの整備に留まらず、強化されるネットワークを利活用した教育システム全体の再構築（デジタルトランスフォーメーション）、以下、「DX」という。）を対象としている。

かかる状況から、本調査ではUSPの遠隔教育を支えるネットワークインフラや教員のインフラ活用状況等も含め調査し、インフラの更新・整備にとどまらずに、それらを活用する教員の能力向上といったソフト支援や教育システム全体のDXに係る今後のJICAのあるべき協力について、その方向性を取りまとめる。

また、上記に加えて、大洋州各国では特に遠隔性及び隔絶性といった小島嶼国ならではの脆弱性を抱えており、このことは物流や各種サービスデリバリーといった点で経済効率性が悪くコスト高となることから、産業の創出や各種サービスの提供が困難となっている。他方、昨今のコロナ禍で、大洋州においても各種オンライン技術の活用が急速に進んでおり、小島嶼国の抱える脆弱性の克服にDXが貢献する可能性も指摘されている。特に調査を実施するフィジーは、大洋州における拠点国であり、ICT分野においても周辺国と比べ各種環境が充実していることから、この点での具体的な方策の検討が行いやすい状況にある。そのため、このようなフィジーにおける環境を踏まえ、今後フィジーで展開しうる、DX分野での案件形成の方向性についてもコンサルタントの知見を基に提案を行う。

### 第3条 調査の目的と範囲

USPにおけるUSPNetの現状を調査・分析し、さらに当大学や先方政府予算、豪州・ニュージーランドなどの他ドナーの支援状況及び将来の連携可能性なども踏まえて、今後のJICAとしてのUSPに対する支援の方向性を、内容、実施時期、概算事業費等を含め検討することを目的とする。なお、調査にあたっては、USPの教職員数や生徒数、予算規模、フィジーと加盟11か国の遠隔性などといった実情を踏まえ、当大学が自立的かつ持続的に維持・管理が可能となる体制についても先方と協議・検討を行う。

加えて、本調査を実施するフィジーにおいて、今後可能性が見込まれるDX分野の協力について、コンサルタントの知見を基に簡易な提案を行う事も目的とする。

本調査の範囲（主な内容及び対象）は以下のとおり

- (1) 遠隔教育システム

- (2) 高等教育
- (3) 通信ネットワーク
- (4) デジタル技術活用

上記(1)から(3)はUSP(フィジー本校及びサテライトキャンパス)とし、(4)はフィジー国のみを対象とする。

上記(1)から(3)の調査について技術的な観点からフィジー以外のサテライトキャンパスを訪問する必要がある場合には、最大1か国のサテライトキャンパス(サモア等)を現地調査の対象とするが、コロナの感染状況や渡航制限によっては、本邦もしくはUSP本校より遠隔にて調査する。

#### 第4条 調査実施の留意事項

本調査の情報収集及び具体的な協力案の検討の際には、東南アジア・大洋州部及びガバナンス・平和構築室、または、フィジー事務所と十分調整のうえ、検討すること。

なお、特に以下の段階においては、JICA関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

- (1) インセプションレポート作成時  
分析の項目・レベルや関係資料について当機構と十分に協議・確認する。
- (2) 現地調査終了時

現地調査終了後、現地調査結果概要につき説明・協議する。現地調査結果概要については、当機構のフィジー事務所及びサテライトキャンパス設置国での調査を行った際には当該国のJICA事務所または支所に報告を行うこと。

- (3) 報告書(案)作成時  
報告書の内容、分析結果の記載内容等について、当機構と十分に協議・確認する。

#### 第5条 調査の内容

本調査の内容は、以下の(1)～(4)とする。

- (1) USPNet及びネットワーク機器等に関する現状調査  
調査対象は、当大学に設置されているUSPNet及びその他の関連ICT・ネットワーク機器、並びにそれら介した授業等のサービスを提供する教職員の機器類に関する管理・運用能力、遠隔授業の提供能力。具体的な調査内容は以下を想定している。
  - 1) USPNet
    - ・現状及び活用状況に関し教職員へのヒアリング調査
    - ・加盟各国のサテライトキャンパスにおける利活用状況及び課題に関する調査
    - ・機器の故障・修理状況確認
    - ・ニュージーランドによるCバンド支援に対する調査を含む、他ドナーによる実施済み支援や今後予定される支援調査
    - ・当大学による将来構想に関する調査、必要な改善内容の検討
    - ・他ドナー支援等に含まれない改善内容の検討
    - ・改善内容の概算事業費
  - 2) 関連ICT・ネットワーク機器

- ・ U S P Net と一体的、もしくはU S P Net を相互補完的に利用されている関連機器の現状調査
  - ・ 課題があった場合に、U S P Net と一体的に対策が可能かの検討
  - ・ 実施機関が自立的かつ持続的に実施可能な維持・管理体制及び必要予算の検討
- 3) 教職員
- ・ U S P Net を活用する教職員のU S P Net に対するリテラシーやスキルに関する調査
- 4) 教育システム全体
- ・ 1) 及び2) によるインフラ面での調査、3) によるソフト面での調査から、教育システム全体のDXの可能性や実現のための課題に関する調査
- (2) 「U S P C o n n e c t 」にかかる確認・検討
- U S P が掲げる「U S P C o n n e c t 」構想についての検討内容、状況についての現状調査を行う。具体的には「U S P C o n n e c t 」構想にかかる以下の項目の確認、検討を行う。
- 1) 具体的検討内容の聴取
  - 2) 「U S P C o n n e c t 」の妥当性、実現性
  - 3) U S P における合意形成状況
  - 4) 他ドナー等による支援の可能性
  - 5) 必要と想定されるインフラ環境
  - 6) 必要と想定されるシステム・ソフトウェア等
  - 7) 必要と想定される運営環境
  - 8) 教員、職員、学生に求められるリテラシー及びスキル
  - 9) 上記5) ～8) の構想内容と現状とのギャップ
  - 10) U S P Net 等の既存施設・機器の再活用可否の検討
  - 11) 「U S P C o n n e c t 」構想実現に取るべきステップ
  - 12) JICA による支援オプション及び概算事業費
- (3) フィジーにおけるDX分野の現状を踏まえた上で、同分野でJICAが支援できる可能性のある案件を整理する
- 本件の検討に当たっては、可能な限り関係省庁（情報通信省等）への聞き取りを実施し、上記（1）及び（2）の調査過程で明らかになったフィジーにおける状況も含め、今後フィジーで可能性が見込まれるDX分野の協力について、日本における技術や経験の比較優位性も考慮しながら、コンサルタントの知見を基に情報収集・整理を行った上で協力可能性のアイデアを提案する。
- (4) JICA/実施機関による具体的な協力案/対応案の検討・提案・説明
- 上記（1）～（3）の結果を踏まえ、洗い出された課題へ対応するために、JICAとして支援する可能性のある具体的な協力案（ハード支援及びソフト支援双方）を提言する。併せて（1）～（2）に関しては、実施機関による対応が必要な内容についての具体的な対応案を提案し、フィジー事務所及び経済省や教育省等の現地実施機関に説明する。

調査における具体的な作業及び期間は、以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

【国内準備作業（2021年10月上旬～2021年10月中旬）】

(1) 関連資料・情報の収集・分析、事前質問票の作成等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュール（隔離期間の有効活用など）を検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップするとともに、必要に応じて調査対象機関への事前質問表を作成する。

(2) 業務計画書とインセプションレポートの作成と提出

上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめた業務計画書（案）及びインセプションレポート（案）を作成する。インセプションレポート（案）の内容例は以下のとおり。

- ・ 調査の背景、経緯
- ・ 調査の目的
- ・ 調査の方針
- ・ 調査の内容と方法（作業項目、手法）
- ・ 作業計画（作業工程フローチャート、渡航計画を含む日程等）
- ・ 調査員の作業及び作業期間
- ・ 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・ 提出する報告書とその目次案
- ・ JICA への便宜供与依頼事項

東南アジア・大洋州部及びガバナンス・平和構築部、フィジー事務所との会議を開催し、業務計画書（案）及びインセプションレポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、それぞれを最終化し、JICA の承認を得る。

**【現地作業（2021年10月下旬～2021年12月上旬）】**

(1) 前条(1)～(4)の項目にかかる調査を行う。

**【国内整理作業（2021年12月上旬～2022年2月中旬）】**

(1) ドラフトファイナルレポートの作成

これまで実施された本調査の全ての結果を取り纏めの上、別紙の項目に沿ってドラフトファイナルレポートを作成し、JICA 東南アジア・大洋州部、ガバナンス・平和構築部、フィジー事務所と協議を行う。

(2) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な個所については改定し、ファイナルレポートとして取り纏めの上、JICA の承認を得る。

## 第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(3)を成果品とする。最終成果品であるファイナルレポートの提出期限は、2022年2月18日を予定している。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) インセプションレポート（2021年10月中旬までに提出）

和文5部、英文4部（簡易製本（ホッチキス止め可））及び電子データ（媒体は任意）

(2) ドラフトファイナルレポート（2022年1月中旬までに提出）

和文5部（簡易製本（ホッチキス止め可））及び電子データ（媒体は任意）

（3）ファイナルレポート（2022年2月中旬までに提出）

和文10部、英文10部（製本）、CD-R（和文1枚、英文1枚）

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

ファイナルレポートの内容は別紙のとおり

## 報告書（ファイナルレポート）目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 大洋州地域及び当該地域の教育セクター外観
  - 1-1 地域概要（地理・地勢、地域の特性等）
  - 1-2 USP加盟国の教育セクター概要
  
2. USPの現状
  - 2-1 USP概要
  - 2-2 日本の支援実績
  - 2-3 遠隔教育システム（USPNet）の現状と課題（インフラ、ソフトコンポーネント含む）
  
3. USP Connect
  - 3-1 構想の概要
  - 3-2 USP及びUSPNetが抱える課題への対応可否
  - 3-3 必要と想定されるリソース（インフラ関連）
  - 3-4 必要とされるリソース（関係者のリテラシー等）
  - 3-5 他ドナーによる支援を含む実現可能性
  - 3-6 構想実現に向けたステップ
  
4. USPに対するJICAの協力等に係る提言
  - 4-1 インフラ関連支援
  - 4-2 ソフトコンポーネント支援
  
5. フィジー国のDX分野支援
  - 5-1 現況
  - 5-2 課題分析
  - 5-3 JICAによる支援の可能性

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

- 1) 2021年10月上旬より業務を開始
- 2) 2022年1月中旬にドラフトファイナルレポート（和文）を提出
- 3) 2022年2月中旬までにファイナルレポート（英文及び和文）を提出

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約10.0人月（）（現地：7.0人月、国内3.0人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/遠隔教育システム（フィジー）（2号）
- ② 高等教育（フィジー）（3号）
- ③ 通信ネットワーク（フィジー）（3号）
- ④ デジタル技術活用（フィジー）
- ⑤ 遠隔教育システム（サテライトキャンパス設置国1か国（必要な場合））
- ⑥ 通信ネットワーク（⑤に同じ）

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン等）への再委託を認めます。条件については（6）を参照。

- サテライトキャンパスに関する調査（4）配布資料／公開資料等

#### 1) 配布資料

- The University of the South Pacific Business Continuity Plan for Education
- USP作成のUSPConnect 概要

#### 2) 公開資料

- <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000037112.html>
- <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028001.html>
- <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016741.html>
- <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000167131.html>

### (5) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

関係機関との面談に係る設定や事前質問の配布・回収については、必要に応じ対象国の当機構現地事務所・支所の支援を受けられるものとする。

### (6) その他留意事項

現地渡航に関し、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響による渡航制限措置等を考慮し決定することとする。各国の渡航制限措置は流動的であり、現地渡航の可否の判断は、契約締結後となる可能性がある。

現地渡航が可能となり、現地調査を実施する場合は、各国政府の定める制限措置及び当機構の定める行動規範に沿った対応をとることとし、当機構現地事務所・支所とも適宜調整を行うこととする。また、現地渡航の実施が不可となった場合

においては、国内業務に切り替え、ファイナルレポートを含めた報告書の提出期限は変更せず、契約期間等も当該理由による延長等はしないこととする。

(3)に記載の現地再委託に関しては、サテライトキャンパスに対する現地調査が必要であり、且つ、コロナの感染状況や渡航制限により受注者による調査が適わない場合にのみ、認めるものとするとするが、見積書提出の時点ではこれを含める必要はない

以上